

平成十八年法律第四四八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

目次	第一章 総則
	第一節 通則（第一条～第四条）
	第二節 法人の名称（第五条～第八条）
	第三節 商法の規定の不適用（第九条）
	第二章 一般社団法人
	第一節 設立
	第一款 定款の作成（第十条～第十四条）
	第二款 設立時役員等の選任及び解任（第十五条～第十九条）
	第三款 設立時理事等による調査（第二十条～第二十一条）
	第四款 設立時代表理事の選定等（第二十二条～第二十三条）
	第五款 一般社団法人の成立（第二十二条～第二十三条）
	第六款 設立時社員等の責任（第二十三条～第二十六条）
	第二節 社員
	第一款 総則（第二十七条～第三十条）
	第二款 社員名簿等（第三十一条～第三十四条）
	第三節 機関
	第一款 社員総会（第三十五条～第五十九条）
	第二款 社員総会以外の機関の設置（第六十条～第六十二条）
	第三款 役員等の選任及び解任（第六十三条～第七十五条）
	第四款 理事（第七十六条～第八十九条）
	第五款 理事会（第五十九条～第九十八条）
	第六款 監事（第九十九条～第一百六条）
	第七款 会計監査人（第一百七条～第一百十一条）
	第八款 役員等の損害賠償責任（第一百十一条～第一百八十八条）
	第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第一百八十九条～二・第一百八十八条）
	第四節 計算
	第一款 会計の原則（第一百九十九条）
	第二款 会計帳簿（第二百二十条～第二百二十一条）

第三章 計算書類等（第二百一十三条～第二百三十条）
第一節 設立
第一款 定款の作成（第二百五十二条～第二百五十六条）
第二款 財産の拠出（第二百五十七条～第二百五十八条）
第三款 設立時評議員等の選任（第二百五十九条～第二百六十条）
第四款 設立時理事等による調査（第二百六十五条～第二百六十六条）
第五款 設立時代表理事の選定等（第二百六十六条～第二百六十九条）
第六款 一般財団法人の成立（第二百六十三条～第二百六十五条）
第七款 設立者等の責任（第二百六十六条～第二百六十九条）
第二節 機関
第一款 機関の設置（第二百七十条～第二百七十七条）
第二款 評議員等の選任及び解任（第二百七十七条～第二百七十九条）
第三款 評議員及び評議員会（第二百七十九条～第二百九十六条）
第四款 理事、理事会、監事及び会計監査人（第二百九十七条～第二百九十九条）
第五款 役員等の損害賠償責任（第二百九十九条～八条）
第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第二百九十九条～二）

第一節 清算の開始（第二百六条～第二百七十七条）
第二款 一般社団法人における責任追及の訴え（第二百七十八条～第二百八十三条）
第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え（第二百八十四条～第二百八十九条）
第四款 登記の手続（第二百九十七条～二）
第五款 公告（第三百三十四条～第三百三十九条）
第六款 債務の弁済等（第二百三十三条～第二百三十八条）
第七款 財産目録等（第二百二十五条～第二百三十二条）
第八款 残余財産の帰属（第二百三十九条～二百三十八条）
第九款 清算事務の終了等（第二百四十条～二百四十二条）
第十款 債務の弁済等（第二百三十三条～第二百三十八条）
第十一款 登記の手続等（第三百十六条～第三百二十四条）
第十二款 刊記（第三百一条～第三百十一条）
第十三款 削除登記（第三百五十五条）
第十四款 登記の嘱託（第三百五十五条）
第十五款 登記の手續等（第三百十六条～第三百二十四条）
第十六款 第二款主たる事務所の所在地における登記（第三百一条～第三百十一条）
第十七款 第二款の手續（第三百三十三条～第三百三十九条）
第十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十一款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十二款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十三款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十四款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十五款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十六款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十七款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第二十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十一款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十二款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十三款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十四款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十五款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十六款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十七款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第三十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十一款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十二款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十三款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十四款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十五款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十六款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十七款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第四十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十一款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十二款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十三款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十四款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十五款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十六款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十七款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第五十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十一款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十二款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十三款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十四款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十五款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十六款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十七款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十八款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第六十九款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）
第七十款 第二款の手續（第三百三十九条～第三百三十三条）

第一節 総則（趣旨）
第一条 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理について、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財團法人をいう。
二 大規模一般社団法人 最終事業年度（各事業年度に係る第二百二十三条规定第二項に規定する計算書類につき第二百二十六条规定第二項の承認（第二百二十七条规定前段に規定する場合にあつては、第百二十四条规定第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いもの）に係る貸借対照表（第百二十七条规定する場合に規定する場合にあつては、同条の規定により定期社員総会に報告された貸借対照表

表をいい、一般社団法人の成立後最初の定期社員総会までの間においては、第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般社団法人をいう。

三 大規模一般財團法人 最終事業年度(各事業年度に係る第百九十九条において準用する一百二十三条第二項に規定する計算書類につき第百九十九条において準用する第百二十六条第二項の承認(第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合における第百九十九条において準用する第百二十四条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。)に係る貸借対照表(第百九十九条において準用する第百二十七条前段に規定する場合における第百九十九条において準用する第百二十四条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。)

四 一般財團法人又は一般財團法人の貸借対照表をいい、一般財團法人の成り立後最初の定期評議員会までの間ににおいては、第百九十九条において準用する第百二十三条第一項の貸借対照表をいう。)の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上である一般財團法人をいう。

五 吸収合併 一般社団法人又は一般財團法人が他の一般社団法人又は一般財團法人とする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継されるものをいう。

六 新設合併 二以上の一般社団法人又は一般財團法人がする合併であつて、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継せるものをいう。

七 公告方法 一般社団法人又は一般財團法人が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方(法人格)(住所)

八 第二章 一般社団法人 第一節 設立 第一款 定款の作成 (定款の作成)

第九条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第十五条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、一般社団法人及び一般財團法人については、適用しない。

第十条 一般社団法人を設立するには、その社員にならうとする者(以下「設立時社員」とい

る。)

第十四条 一般社団法人及び一般財團法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五条 (名称) 第二節 法人の名称
一般社団法人又は一般財團法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財團法人という文字を用いなければならぬ。一般社団法人は、その名称中に、一般財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第六条 (名称等の使用の禁止)
一般社団法人又は一般財團法人でないと誤認されるおそれのある名称又は商号中に、一般社団法人又は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七条 (前項の規定に違反する名称又は商号の使用による損害の賠償請求の特則)
一般社団法人又は一般財團法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財團法人人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第八条 (自己の名称の使用を他人に許諾した一般社団法人又は一般財團法人の責任)
自己の名称を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した一般社団法人又は一般財團法人は、当該一般社団法人又は一般財團法人人が当該事業を行ふものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帶して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

第九条 (商法の規定の不適用)
商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第十五条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、一般社団法人及び一般財團法人については、適用しない。

第十条 (定款の作成)
一般社団法人を設立するには、その社員にならうとする者(以下「設立時社員」とい

う。)が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

二 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとができない)をもつて作成されているときが、当該書面の贈本又は抄本の交付の請求とができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定めるものと同一の記録であると認定されるものとみなす。

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものと同一の記録であると認定されるものとみなす。

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものと同一の記録であると認定されるものとみなす。

五 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつては、当該一般社団法人の定めたもとのにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

六 公告方法
前項第一項各号に掲げる事項のほか、社員に剩余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

七 事業年度
前項第一項各号に掲げる事項のほか、社員に剩余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

八 第二款 設立時役員等の選任及び解任
(設立時役員等の選任)
一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

九 第十三条 (定款の認証)
第十三条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

十 第十四条 (定款の備置き及び閲覧等)
設立時社員(一般社団法人の成立後に受けた者は、当該一般社団法人)は、定款を設立するための措置として法務省令で定めるものをとつては、当該一般社団法人についての第一項の規定の適用について、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

十一 第十五条 (設立時役員等の選任)
定款で設立時理事(一般社団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この章、第二百七十八条及び第三百十八条第二項において同じ。)を定めなかつたときは、設立時社員は、第十三条の公証人の認証の後遅滞なく、設立理事を選任しなければならない。

十二 第十六条 (監事の選任)
設立しようとする一般社団法人が次の各号に掲げるものである場合において、定款で当該各号に定める者を定めなかつたときは、設立時社員は、第十三条の公証人の認証の後遅滞なく、これらの者を選任しなければならない。

十三 第十七条 (監事の選任)
監事設置一般社団法人(監事を置く一般社団法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない一般社団法人をいう。以下この章、第二百五十四条第六号及び第三百十八条第二項において同じ。)設立時監事(一般社団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この章、第二百五十四条第六号及び第三百十八条第二項において同じ。)設立時社員(一般社団法人の成立後に受けた者は、その社員及び債権者は、設立時社員が定めた時間(一般社団法人の成立後にあつてはその業務時間)内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、設立時社員(一

り会計監査人を置かなければならぬ一般社団法人をいう。以下同じ。設立時会計監査人（一般社団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。次条第二項及び第三百八十二条第二項第四号において同じ。）

第十六条 設立しようとする一般社団法人が理事會設置一般社団法人（理事会を置く一般社団法人をいう。以下同じ。）である場合には、設立時理事は、三人以上でなければならない。

第六十五条第一項又は第六十八条第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般社団法人の理事、監事又は会計監査人となることができる者は、それぞれ設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人（以下この款において「設立時役員等」という。）となることができない。

第六十五条の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第十七条 設立時役員等の選任は、設立時社員の議決権の過半数をもつて決定する。

前項の場合には、設立時社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

第十八条 設立時社員は、一般社団法人の成立の時までの間、設立時役員等を解任することができる。（設立時役員等の選任の方法）

第十九条 設立時役員等の解任は、設立時社員の議決権の過半数（設立時監事を解任する場合にあつては、三分の二以上に当たる多数）をもつて決定する。

第二十条 第十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第三款 設立時理事等による調査

第二十一条 設立時理事（設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合については、設立時監事。次項において同じ。）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを調査しなければならない。

設立時理事は、前項の規定による調査により、一般社団法人の設立の手續が法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立時社員にその旨を通知しなければならない。

第四款 設立時代表理事の選定等

第二十二条 設立時理事は、設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場

合には、設立時理事の中から一般社団法人の設立に際して代表理事（一般社団法人を代表する理事をいう。以下この章及び第三百一条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百十八條第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

設立時理事は、一般社団法人の成立の時まで及び第三百十八條第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

設立時理事は、設立時理事の過半数をもつて決定する。前項ただし書の規定による定款の定めがある場合であつても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。

第五款 一般社団法人の成立

第二十二条 一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第六款 設立時社員等の責任

第二十三条 設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、一般社団法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

設立時監事は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。（設立時社員等の連帯責任）

第二十四条 設立時社員、設立時理事又は設立時監事が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の設立時社員、設立時理事又は設立時監事も当該損害を賠償する責任を負うときは、当該設立時社員、設立時理事又は設立時監事は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第七款 社員名簿等

第三十条 社員の除名は、正当な事由がある限り、社員総会の決議によつてすることができる。この場合において、一般社団法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えないなければならない。

除名は、除名した社員にその旨を通知されれば、これをもつて当該社員に対抗することができない。（社員に対する通知等）

第三十一条 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

（社員名簿の備置き及び閲覧等）

第三十二条 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合には、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

（社員に対する通知の省略）

第三十三条 一般社団法人が社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所（当該社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該一般社団法人に通知した場合においては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

前項の規定は、第三十九条第一項の通知に際して社員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第三十四条 一般社団法人が社員に対する通知又は催告が五年以上繼續して到達しない場合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しない。

前項の場合には、同項の社員に対する一般社団法人の義務の履行を行う場所は、一般社団法人の住所地とする。

第八節 機関

第一款 社員総会

第三十五条 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

前項の規定にかかるらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規

使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

一 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

二 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

三 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

四 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことのあるものであるとき。

（社員に対する通知等）

（除名）

（社員に対する通知等）

（社員に対する通知等）

（社員に対する通知等）

（社員に対する通知等）

（社員に対する通知等）

（社員に対する通知等）

定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 前二項の規定にかかるわらず、社員総会は、前条第三項の規定により社員が社員総会を招集すると員に剩余金を分配する旨の決議をすることができない。

4 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(社員総会の招集)

第三十六条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができます。

3 社員総会は、次条第二項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第三十七条 総社員の議決権の十分の一（五分の一以下の割合）以上ある場合にあっては、その割合を定款で定めた場合にあっては、理由を示して、社員総会の招集を請求することができます。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができます。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられない場合

(社員総会の招集の決定)

第三十八条 理事（前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社員総会の日時及び場所

二 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 社員総会に出席しない社員が書面によつて議決権を行使することができるときとすることは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によつて議決権を行使することができるときとすることは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第三項の規定により社員が社員総会を招集すると二項の規定により社員が社員総会を招集するとべきを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

(社員総会の招集の通知)

第三十九条 社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の二週間前までにその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

3 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第四十条 前条の規定にかかるわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第三十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第四十一条 理事は、第三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところによつて、その割合以上の議決権を有する社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところによつて、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(社員提案権)

第四十二条 理事は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

3 前項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にして、又はその根拠を確認するため必

きは、前項の規定による社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、これらの書類を当該社員に交付しなければならない。

(第四十二条) 理事は、第三十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第三十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところによつて、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するとければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員に対し、社員総会参考書類を交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第三十九条第三項の承諾をした社員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めたところにより、社員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第三十九条第三項の承諾をしていない社員から社員総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところによつて、直ちに、当該社員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(社員提案権)

第四十三条 社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の規定にかかるわらず、理事会設置一般社団法人においては、総社員の議決権の三分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

3 前項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

4 第二項の検査役は、前項の検査役を選任した場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかつた場合にあっては、その割合以上の議決権を有する社員に限り、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができる。

5 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

(第四十四条) 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することによっては、その期間前までにしなければならない。

2 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するとおり、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

3 理事は、第三十九条第三項の承諾をした社員に対し同項の電磁的方法による通知を発するとおり、社員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「社員総会参考書類」という。）及び社員が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にして、又はその根拠を確認するため必

要があると認めるときは、第二項の検査役に對し、更に前項の報告を求めることができる。
6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般社団法人でない場合にあつては、当該一般社団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。（裁判所による社員総会招集等の決定）

第六条 第四十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならぬ。

一 一定の期間内に社員総会を招集すること。

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

三 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第四項の報告の内容を調査し、その結果を同号の社員総会において開示しなければならない。

四 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

五 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

六 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

七 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

八 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

九 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十一 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十二 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十三 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十四 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十五 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十六 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十七 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十八 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

十九 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十一 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十二 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十三 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十四 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十五 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十六 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十七 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十八 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二十九 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十一 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十二 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十三 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十四 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

三十五 前項規定する場合には、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、前条第一号の社員総会に報告しなければならない。

二週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第三十八条第一項各号に掲げる事項（第三十九条各号に規定する場合は、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載するべき事項）。

二 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項（第三十九条各号に規定する場合は、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載するべき事項）。

三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項（第三十九条各号に規定する場合は、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載するべき事項）。

四 第四十五条第一項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領。

五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定期社員総会を招集するときは、第一百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項。

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項。

七 前項の規定にかかるわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（社員総会の招集の通知等の特則）

第三十九条の二 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとする旨を定めれば足りる。

一 社員総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

（電子提供措置）

三 第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

社員は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の規定による異議を述べた日から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中止）

四 第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかるわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中止（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないとなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。））をいう。以下の条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置をとることを要しない。

一 第四十四条第一項に規定する場合には、社員総法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の一に規定する電子提供措置をとる」とする。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が一日以上十五日未満である場合において、一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないことと又は一般社団法人に正当な事由があること。

一 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が一日以上十五日以上である場合において、一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないことと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の十分の一を超えないことと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えたことを、当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

二 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えたことを、当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

三 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えたことを、当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の過半数をもつて行う。前項の規定にかかるわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 第三十条第一項の社員総会

二 第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）

三 第百十三条第一項の社員総会

四 第百四十六条の社員総会

五 第百四十七条の社員総会	六 第百四十八条第三号及び第百五十条の社員総会
七 第二百四十七条、第二百五十五条第一項及び第二百五十七条の社員総会	八 第二百四十九条第二項の会計監査人
九 第五百一十条の社員総会	十 第五百五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについて
十一 第五百五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについて	十二 第五百五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについて
十三 第五百五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについて	十四 第五百五十五条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについて

使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を行つたとき。

三 請求者が代理権を証明する書面によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

四 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

五 請求者が代理権を証明する書面によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

六 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

七 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

八 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

九 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十一 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十二 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十三 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十四 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十五 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十六 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十七 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十八 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

十九 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十一 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十二 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十三 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十四 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

二十五 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

た事実を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。

四 請求者が過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を證明するための請求を行つたとき。

五 請求者が代理権を証明する書面によつて知り得た事実を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（理事等の説明義務）

第五十三条 理事（監事設置一般社団法人にあって、理事及び監事）は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項が社員総会の議題で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により表示したものを閲覧若しくは譲写によつて知り得た事実を利益を得た事実を、第三者に通報するため請求を行つたとき。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十二条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により表示したものを閲覧若しくは譲写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（書面による議決権の行使）

第五十一条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載した議決権行使書面を一般社団法人に提出して行う。

（書面による議決権の行使）

第五十条 書面による議決権の行使は、議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入するとき。

（書面による議決権の行使）

第四十九条 書面による議決権の行使は、議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

（書面による議決権の行使）

第四十八条 書面による議決権の行使は、議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

（書面による議決権の行使）

第四十七条 書面による議決権の行使は、議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

（書面による議決権の行使）

める方法により表示したもののが閲覧又は譲写によつて知り得た事実を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（理事等の説明義務）

第五十四条 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

（議長の権限）

第五十五条 社員総会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

（議長の権限）

第五十六条 社員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十九条及び第三十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第五十七条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（議事録）

第五十六条 社員総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十九条及び第三十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第五十七条 社員総会の議事録を作成しなければならない。

して法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

(社員総会の決議の省略)

第五十八条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

二 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 一般社団法人は、前項の規定により定時社員総会の規定期に於て、その提出を可決する旨の事項のすべてについての提案を可決する旨の規定により定時社員総会が終結したるもののみなす。

(社員総会への報告の省略)

第五十九条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

第二款 社員総会以外の機関の設置

第六十条 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 一般社団法人は、定款の定めによつて、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

(監事の設置義務)

第六十一条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならぬ。

(会計監査人の設置義務)

第六十二条 大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない。

第三款 役員等の選任及び解任

(選任)

第六十三条 役員(理事及び監事をいう。以下この款において同じ。)及び会計監査人は、社員総会の決議によつて選任する。

(一般社団法人と役員等との関係)

第六十四条 一般社団法人と役員及び会計監査人の関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

2 削除

三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十二条まで若しくは第二百六十二十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十三条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わったことを妨げない。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消しができない。

(理事の任期)

第六十六条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

(監事の任期)

第六十七条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後二年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(会計監査人の任期)

第六十九条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の任期)

百三号) 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。) を含む。以下同じ。) 又は監査法人でなければならない。

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は三人以上でなければならない。

4 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は三人以上でなければならない。

2 被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

4 又は使用者を兼ねることができない。

5 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

6 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

7 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

8 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

9 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

10 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

11 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

12 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

13 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

14 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

15 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

16 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

17 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

18 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

19 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

20 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

21 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

22 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

23 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

24 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

25 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

26 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

27 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

28 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

29 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

30 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

31 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

32 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

33 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

34 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

35 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

36 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

37 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

38 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

39 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

40 第二項に規定する計算書類について監査をするところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときには、備えて補欠の役員を選任することができます。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、監事の互選によつて定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が一人以上ある場合においては、その過半数）の同意を得なければならぬ。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を社員総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を社員総会に提出することを請求することができる。

3 第一項の規定により会計監査人の選任及び解任（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

2 監事は、理事に対する監事の選任を社員総会に提出する会計監査人の選任及び解任（監事設置一般社団法人においては、監事の適用についての同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもつて」とする。）

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第七十三条 監事設置一般社団法人においては、監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもつて」とする。

2 監事若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

3 第一項の規定は、前項の者に対し、同項の社員総会を招集する旨及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第七十一條第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、社員総会に出席して」と、第二

項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任について」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任について」と読み替えるものとする。（役員等に欠員を生じた場合の措置）

第七十五条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合には、一時会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第六十八条及び第七十七条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

第四款 理事

（業務の執行）

第七十六条 理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務は、定款に別段の定めがある場合には、一般社団法人（理事會設置一般社団法人を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合には、同様に、理事の過半数をもつて決定する。

3 第一項の場合は、理事は、次に掲げる事項についての決定を各理事に委任することができない。

1 従たる事務所の設置、移転及び廃止

2 第三十八条第一項各号に掲げる事項

3 理事の職務を代行する者の権限

第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する者は、一般社団法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴え提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。（一般社団法人の代表）

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、各自、一般社団法人を代表する。

3 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）は、定款、定款の定めに基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から代表理事を定めることができる。

4 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 大規模一般社団法人においては、理事は、前項第三号に掲げる事項を決定しなければならない。

第八十条 第七十七条第四項の規定にかかるわざ、一般社団法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般社団法人に対して訴え提起する場合には、社員総会は、当該訴えについて一般社団法人を代表する者を定めることができる。（表見代表理事）

2 前項本文の理事が二人以上ある場合には、理事は、善意の第三者に對抗することができない。（代表者の行為についての損害賠償責任）

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。（代表者の行為についての損害賠償責任）

4 代表理事は、一般社団法人の業務に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。（忠実義務）

第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に對してその責任を負う。

第八十三条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事實を開示し、その承認を受けなければならない。（忠実義務）

1 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に屬する取引をしようとする場合において、当該取引につき重要な事實を開示し、その承認を受けなければならない。（競業及び利益相反取引の制限）

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必

3 一般社団法人が理事の債務を保証することの義務があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

4 代表理事としての権利義務を有する。なお代表理事は、その職務を行つた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、損害賠償責任を負う。（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

5 第一項の規定は、前項の代表理事としての権利義務を有する。なお代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、損害賠償責任を負う。（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

6 第二項の規定は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人の業務を行つた場合には、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

7 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。（理

8 第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十六条 一般社団法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、当該一般

社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。	前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
一般社団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。	第二項の検査役は、前項の検査役を選任した場合は、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。	第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
（裁判所による社員総会招集等の決定）	第二項の検査役は、第五項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
第八十七条 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。	第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による社員総会招集等の決定）	（理事の報酬等）
第八十七条 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合は、理事会は、前条第五項の報告の内容を同じこと。	第六条 第二項の検査役は、その職務を行なうため必要があるときは、一般社団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。	第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般社団法人及び検査役の選任の申立てをした社員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
（社員による理事の行為の差止め）	（理事の報酬等）
第八十八条 社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ	（理事の報酬等）

（理事の報酬等）	（理事の報酬等）

（理事の報酬等）	（理事の報酬等）

人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。
 (理事会への報告の省略)

第九十八条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通じたときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

(監事の権限) **第六款** 監事

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監事設置一般社団法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(理事への報告義務) **第一百条** 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等) **第一百一条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見述べなければならぬ。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(社員総会に対する報告義務) **第一百二条** 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを監査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め) **第一百三条** 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて、法務省令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事による監事設置一般社団法人の職務の執行) **第一百四条** 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかるわらず、監事設置一般社団法人が理事(理事であつた者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に對して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2 第七十七条第四項の規定にかかるわらず、次に掲げる場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

一 監事設置一般社団法人が第二百七十八条第一項の訴えの提起の請求(理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合

2 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

(会計監査人の権限等) **第七款** 会計監査人

第一百七条 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般社団法人の計算書類(第一百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第一百七十七条第一号イにおいて同じ。)及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

(会計監査人の意見の陳述) **第一百八条** 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び暗写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般社団法人の子法人に対しして会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般社団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(監事に対する報酬等) **第一百五条** 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定められる。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議

がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見述べることができる。

人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監事に対する報告) **第一百六条** 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に對して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

(費用等の請求) **第一百七条** 監事は、その職務を行つたときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行つたときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

3 監事は、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、会計監査人の出席を求めるときは、会計監査人に對し、その監査に関する報告を求めることができる。

(定時社員総会における会計監査人の意見の陳述) **第一百八条** 会計監査人は、定期社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

3 会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与) **第一百九条** 第百七条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人が監査法人である場合においては、その職務を行つべき社員。次項において同じ。)は、定期社員総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の意見の陳述) **第一百八条** 会計監査人は、定期社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

2 監事は、定期社員総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

3 会計監査人は、定期社員総会に出席して意見を述べなければならない。

(役員等の損害賠償責任) **第一百十条** 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合においては、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数)の同意を得なければならぬ。

(役員等の損害賠償責任) **第一百十一条** 理事、監事又は会計監査人(以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。)は、その任務を怠つたときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同一の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて一般社団法人に損害が生じたときは、次

に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第八十四条第一項の理事

二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(一般社団法人に対する損害賠償責任の免除)

第一百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一一部免除)

第一百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第一百五条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

(1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事(①に掲げる理事を除く。)
(3) 当該一般社団法人の使用人
ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人

2 前項の場合には、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監事設置一般社団法人においては、理事は、第一百一条第一項の責任の免除(理事の責任の

免除に限る。)に関する議案を社員総会に提出するには、監事(監事が二人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する定款の定め)

第一百四十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人(理事が二人以上ある場合に限る。)は、百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容(当該役員等の職務の執行の状況を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

二 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上との議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとした場合について準用する。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

第六十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事(業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をい。)次項及び第一百四十二条第三項において同じ。)又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条及び第三百一条第二項十二号において「非業務執行理事等」という。)の百十一条第一項の責任について、当該役員等が非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

二 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

第五十六条 第八十四条第一項の規定

(理事が自己のためにした取引に関する特則) 第百六条 第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第一百一条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

二 前三条の規定は、前項の責任については、適用されない。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

二 二の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、

その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

二 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 基金(百三十一条に規定する基金をい

う。)を引き受けた者の募集をする際に通

知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告(百二十八条第三項に規定する措置を含む。)

二 監事監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載

又は記録

四 (役員等の連帯責任)

五百八条 役員等が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

九款 补償契約及び役員等のために締結される保険契約

(補償契約)

二 百八条の二 一般社団法人が、役員等に対し超える部分について損害を賠償する責任を負わないとした場合について準用する。

五百八条の二 一般社団法人が、役員等に対し

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(会計監査人設置一般社団法人の特則)

第一百二十七条 会計監査人設置一般社団法人の会員については、第一百二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般社団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の公告)

第一百二十八条 一般社団法人は、法務省令で定めることにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第一百二十九条 一般社団法人は、計算書類等(各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第二百二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人にあっては、二週間)前の日(第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日)から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならぬ。一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法

人にあつては、一週間)前日の日(第五十八条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間、その從たる事務所に備え置かなければならない。

一項の場合は、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

1 基金の拠出者の権利に関する規定

2 基金の返還の手続

(募集事項の決定)

第一百三十二条 一般社団法人は、前条の募集をし(以下この款において「募集事項」という。)を定めなければならない。

1 募集に係る基金の総額

2 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

3 基金の拠出に係る金銭の払込み又は前号の(基金の申込み)

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定めたものに

より提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 第百三十一条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類等の提出命令)

第五節 基金

第一款 基金を引き受けける者の募集

(基金を引き受けける者の募集等に関する定款の定め)

第二款 基金の引受け

(一般社団法人の成

立前にあつては、設立時社員。第六項において同じ。)は、第百三十二条第一項第二号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産(以下「現物拠出財産」という。)の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

第三款 基金の引受け

(一般社団法人に

拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定め

るところに従い返還義務(金銭以外の財産につ

いては、拠出時の当該財産の価額に相当する金

銭の返還義務)を負うものをいう。以下同じ。)

催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別

定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

1 基金の拠出者の権利に関する規定

2 基金の返還の手続

(基金の割当て)

第一百三十四条 一般社団法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。

一 この場合において、一般社団法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、前条第二項第二号の額よりも減額することができる。

二 一般社団法人は、第百三十二条第一項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

三 基金の申込み(基金の申込み)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定めたものに

より提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 第百三十五条 前二条の規定は、基金を引き受けする者がその総額の引受けを行ふ契約を締結する場合には、適用しない。

(基金の申込み)

第一百三十三条 一般社団法人は、第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

1 一般社団法人の名称

2 募集事項

3 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

4 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

5 第百三十一条の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を一般社団法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする基金の額

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 一般社団法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者に通知しなければならない。

5 一般社団法人が申込者に対してもうする通知又は調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電

磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を
裁判所に提供して報告をしなければならない。
裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般社団法人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物拠出財産について定められた第百三十一条第一項第二号の価額（第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。）を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 基金の引受け人（現物拠出財産を給付する者に限る。第十項第一号において同じ。）は、前項の決定により現物拠出財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その基金の引受けの申込み又は第百三十五条の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 現物拠出財産について定められた第百三十一条第一項第一号の価額が五百円を超えない場合 当該現物拠出財産の価額

二 現物拠出財産のうち 市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券みなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超える場合 当該有価証券についての現物拠出財産の価額

三 現物拠出財産について定められた第百三十一条第一項第二号の価額が相当であることにについて弁護士・弁護士法人・弁護士・外国法務弁護士共同法人・公認会計士・監査法人・税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号といふ。）

10 在において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物拠出財産の価額

四 現物拠出財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物拠出財産の価額である者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 理事、監事又は使用人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

二 基金の引受け人

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、弁護士・外国法務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの（基金の拠出の履行）

第五百三十八条 基金の引受け人（現物拠出財産を給付する者を除く。）は、第百三十二条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）が定めた銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。第二百四十八条第五項において同じ。）その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。第二百五十七条第二項において同じ。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受け人は、前条の規定により基金の払込み及び割当て並びに第百三十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 基金の引受け人は、前条の規定により基金の払出者となつた日から一年を経過した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として基金の引受けの取消しをすることができる。

第二款 基金の返還

（基金の返還）

第五百四十二条 基金の返還は、定期社員総会の決議によって行わなければならない。

2 一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に開する定期社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

2 一般社団法人が前項第一号又は第二号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかるわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、一般社団法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

二 一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

三 無償で取得する場合

（基金利息の禁止）

第五百四十三条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。（代替基金）

第五百四十四条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

3 合併により消滅する一般社団法人が代替基金を計上している場合には、合併後存続する一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人が当該合併に際して代替基金として計上すべき額については、法務省令で定める。

4 前項の規定に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行つた業務執行者（業

5 務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該一般社団法人に對し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。

5 第三項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第二項の超過額を限度とし、当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、一般社団法人の債権者は、当該返還を受けた者に對し、当該返還の額を当該一般社団法人に對して返還することを請求することができる。（基金の返還に係る債権の取得の禁止）

第七百四十二条 一般社団法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。

一 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合

二 一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

三 無償で取得する場合

（基金利息の禁止）

第七百四十三条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。（代替基金）

第七百四十四条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

3 合併により消滅する一般社団法人が代替基金を計上している場合には、合併後存続する一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人が当該合併に際して代替基金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(破産法の適用の特例)

第一百四十五条 一般社団法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権及び同条第二項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

第六節 定款の変更

第一百四十六条 一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によつて、定款を変更することができる。

第七節 事業の譲渡

第一百四十七条 一般社団法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならぬ。

解散

(解散の事由)

第一百四十八条 一般社団法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一定款で定めた存続期間の満了

二 定款で定めた解散の事由の発生
三 社員総会の決議
四 社員が欠けたこと。

五 合併(合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。)

六 破産手続開始の決定
七 第二百六十一条第一項又は第二百六十八条の規定による解散を命ずる裁判

(休眠一般社団法人のみなし解散)

第一百四十九条 休眠一般社団法人(一般社団法人であつて、当該一般社団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したもの)をいう。

以下この条において同じ。)は、法務大臣が休眠一般社団法人に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止して、いなう旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠一般社団法人に関する登記がされたときは、この限りでない。

2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠一般社団法人に対し、その旨の通知を發しなければならない。

(一般社団法人の継続)
第一百五十条 一般社団法人は、第一百四十八条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合(前条第一項の規定により解散したもの

とみなされた場合を含む。)には、第四章の規定による清算が結了するまで(同項の規定により解散したものとみなされた場合にあつては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。)、社員総会の決議によつて、一般社団法人を継続することができる。

(解散した一般社団法人の合併の制限)
第一百五十二条 一般社団法人が解散した場合は、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができない。

第三章 一般財團法人

第一節 設立

第一款 定款の作成

(定款の作成)

第一百五十三条 一般財團法人を設立するには、設立者(設立者が二人以上あるときは、その全員)が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 設立者は、遺言で、次条第一項各号に掲げる事項及び第一百五十四条に規定する事項を定めて一般財團法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行人は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第十条第一項の規定は、前二項の定款について準用する。

(定款の記載又は記録事項)

第一百五十四条 一般財團法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的
二 名称
三 主たる事務所の所在地
四 設立者の氏名又は名称及び住所
五 設立に際して設立者(設立者が二人以上あるときは、各設立者)が拠出をする財産及びその価額

六 設立時評議員(一般財團法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。)、設立に際して設立者(設立者が二人以上あるときは、各設立者)が拠出をする財産及びその価額

(定款の記載又は記録事項)

第一百五十五条 一般財團法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的
二 名称
三 主たる事務所の所在地
四 設立者の氏名又は名称及び住所
五 設立に際して設立者(設立者が二人以上あるときは、各設立者)が拠出をする財産及びその価額

(定款の記載又は記録事項)

第一百五十六条 設立者(一般財團法人の成立後にあつては、当該一般財團法人)は、定款を設立者が定めた場所(一般財團法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び從たる事務所)に備え置かなければならない。

2 設立者(一般財團法人の成立後にあつては、その主たる事務所及び從たる事務所)に備え置かなければならない。

(定款の備置き及び閲覧等)

第一百五十七条 設立者(第一百五十二条第二項の場合にあつては、遺言執行人。以下この条、第一百六十二条第二項、第一百六十六条から第一百六十八条まで、第二百条第二項、第三百十九条第三項及び第七章において同じ。)は、第一百五十五条の公証人の認証の後遅滞なく、第一百五十三条第一項第五号に規定する拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は同号に規定する拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。

2 前項の規定による払込みは、設立者が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(贈与又は遺贈に關する規定の準用)

第一百五十八条 生前の処分で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に關する規定を準用する。

2 遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に關する規定を準用する。

(一般財團法人の成立後にあつては、当該一般財團法人の定めた費用を支払わなければならぬ。)

2 一定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

七 設立しようとする一般財團法人が会計監査人設置一般財團法人(会計監査人を置く一般財團法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財團法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立時会計監査人(一般財團法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第三百十九条第二項第六号において同じ。)の選任に関する事項

八 評議員の選任及び解任の方
九 公告方法

十 事業年度

一 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
二 定款が電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて設立者(一般財團法人の成立後においては、当該一般財團法人)の定めた法務省令で定める方法により表示したもののが記載した書面の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定の適用については「同項中「主たる事務所及び從たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

四 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

五 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

六 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

七 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

八 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

九 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

十 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつている一般財團法人についての第一項の規定を記載した書面の交付の請求

第十七条第一項の規定による払込み又は給付（以下「財産の拠出の履行」という。）が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、これらの人を選任しなければならない。

2 設立しようとする一般財團法人が会計監査人設置一般財團法人である場合において、定款で設立時会計監査人を定めなかつたときは、財産の拠出の履行が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、設立時会計監査人を選任しなければならない。

3 前二項の規定による設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもつて決定する。

第百六十条 設立時評議員及び設立時理事は、それぞれ三人以上でなければならない。

2 第百七十三条第一項において準用する第六十五条第一項の規定又は第七百七十七条において準用する第六十五条第一項若しくは第六十八条第一項若しくは第三項の規定により成立後の一般財團法人の評議員、理事、監事又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時評議員、設立時理事、設立時監事又は設立時会計監査人となることができない。

3 第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第四款 設立時理事及び設立時監事は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 財産の拠出の履行が完了していること。

二 前号に掲げる事項のほか、一般財團法人の設立の手続が法令又は定款に違反していないこと。

三 第百六十二条 設立時理事及び設立時監事は、前項の規定によつて法令若しくは定款に違反し、又は不正当な事項があると認めるときは、設立者にその旨を通知しなければならない。

第五款 設立時代表理事の選定等 設立時理事は、設立時理事の中から一般財團法人の設立に際して代表理事（一般財團法人を代表する理事をいう。第三百二条第二項第六号において同じ。）となる者（以下この条及び第三百十九条第二項において「設立時代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 設立時理事は、一般財團法人の成立の時まで

の間、設立時代表理事を解職することができない。

3 前二項の規定による設立時代表理事の選定及び解職は、設立時理事の過半数をもつて決定する。

（機関の設置） 第一百七十二条 一般財團法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならぬ。

（第六款 一般財團法人の成立） 第一百六十三条 一般財團法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（財産の帰属時期） 第一百六十四条 生前の处分で財産の拠出をしたときには、当該財産は、一般財團法人の成立の時から当該一般財團法人に帰属する。

（財産の拠出の制限） 第一百六十五条 設立者（第一百五十二条第二項の場合にあつては、その相続人）は、一般財團法人の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として財産の拠出の取消しをすることができない。

（第七款 設立者等の責任） 第一百六十六条 設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財團法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般財團法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（設立者等の連帯責任） 第一百六十七条 設立者、設立時理事又は設立時監事が一般財團法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合は、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（評議員の資格等） 第一百六十八条 第一百六十六条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員について準用する。

（評議員の任期） 第一百六十九条 第一百六十六条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員は、一般財團法人又はその子法人の理

事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期） 第一百七十一条 第一百六十六条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（評議員の権限等） 第一百七十二条 評議員及び評議員会は、すべての評議員で組織する。

（評議員会の決議） 第一百七十三条 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

（評議員会の招集） 第一百七十四条 評議員会は、この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（評議員会の招集） 第一百七十五条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員会の招集） 第一百七十六条 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行ふべき者を選任することができる。

（評議員会の招集） 第一百七十七条 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行ふべき者を選任した場合には、一般財團法人がその

2 一般財團法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

（理事、監事又は会計監査人の解任）

（理事、監事又は会計監査人の解任） 第一百七十六条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その職務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれを堪えないとき。

（一般社団法人に関する規定の準用） 第一百七十七条 前章第三節第三款（第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。）の規定は、一般財團法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定（第六十六条第一項ただし書きを除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第六十六条第一項ただし書き中「定款又は社員総会の決議によつて」とあるのは「定款によつて」と、第六十八条第三項第一号中「第一百二十一条第二項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第二百二十三条第二項」と、第七十四条第三項中「第三百八条第一項第一号」とあるのは「第一百八十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

（評議員会の権限等） 第一百七十八条 評議員及び評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

（評議員会の招集） 第一百七十九条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

（評議員会の招集） 第一百八十一条 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます。

（評議員会の招集） 第二節 機関 第一款 機関の設置 第一百七十二条 一般財團法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならぬ。

（機関の設置） 第一百七十三条 一般財團法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（機関の設置） 第一百七十四条 生前の处分で財産の拠出をしたときには、当該財産は、一般財團法人の成立の時から当該一般財團法人に帰属する。

（機関の設置） 第一百七十五条 設立者（第一百五十二条の場合にあつては、その相続人）は、一般財團法人の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として財産の拠出の取消しをすることができない。

（機関の設置） 第一百七十六条 設立者、設立時理事又は設立時監事は、一般財團法人の設立についてその任務を怠つたときは、当該一般財團法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（機関の設置） 第一百七十七条 設立者、設立時理事又は設立時監事が一般財團法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合は、当該設立者、設立時理事又は設立時監事は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（機関の設置） 第一百七十八条 評議員及び評議員会は、すべての評議員で組織する。

（機関の設置） 第一百七十九条 評議員会は、この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（機関の設置） 第一百八十一条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（機関の設置） 第一百八十二条 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時評議員の職務を行ふべき者を選任することができる。

（機関の設置） 第一百八十三条 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行ふべき者を選任した場合には、一般財團法人がその

(評議員による招集の請求)
第一百八十条 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。ただし、当該評議員が法若しくは定めた場合にあっては、その期間)前までに手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(評議員会の招集の決定)
第一百八十二条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 評議員会の目的である事項
二 評議員会の日時及び場所
三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定める事項

(評議員会の招集の通知)
第一百八十三条 評議員会を招集するには、理事(第一百八十二条第一項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員)は、評議員会の日の一週間に(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発送することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
2 前項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。(招集手続の省略)

2 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合(評議員提案権)
第一百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求すること

ができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の四週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までにしなければならない。

二 前項の規定による請求が法若しくは定めた場合にあっては、その期間)前までに手續が行われない場合

二 前項の規定による請求が法若しくは定めた場合にあっては、その期間)前までに手續が行われない場合(評議員会において議決に加わることができる評議員会に於いて議案を提出する評議員会に於いて議案が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

(評議員会の招集等の決定)
第一百八十五条 評議員は、評議員会において議決に加わることができる評議員会に於いて議案を提出する評議員会に於いて議案が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

二 前項の規定による請求が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

二 前項の規定による請求が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

(評議員会の招集の結果を評議員に通知すること)
第一百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

二 前項の規定による請求が法若しくは定めた場合にあっては、その割合)以上の議案につき評議員会に於いて議決に加わることができない場合は、この限りではない。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、一般財團法人(検査役の選任の申立てをして、評議員から特定の事項について説明を求める場合にあっては、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員の目的である事項に關しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(裁判所による評議員会招集等の決定)
第一百八十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。
一 前条第四項の調査の結果を評議員会を招集すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。
二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

二 前条第四項の調査の結果を評議員に通知すること。

とができない。ただし、第百九十二条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第百九十七条において準用する第百九十二条第二項の会計監査人の出席を求めるについて、この限りでない。

(理事等の説明義務)
第一百九十二条 理事及び監事は、評議員会においてその決議に於いて、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第百九十二条の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、一般財團法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

員」と、第八十五条及び第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（第二百四十四条第六項に規定する監事設置清算法人をいう。）」と読み替えるものとする。

第二百四十四条 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人（清算人会設置法人を除く。）は、定款・定款の定めに基づく清算人（第二百九条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したもの）を除く。以下この項において同じ。）の互選又は社員総会若しくは評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第二百九条第一項の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事（一般社団法人等を代表する理事をいう。以下この項、第二百六十一條第一項第三号、第二百八十九条第二号、第二百九十三条第一号、第三百五十五条、第三百十五条第一項第二号イ及び第三百二十一条第一項において同じ。）を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となる。

5 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 前条第四項において準用する第八十一条の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

7 第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

（清算法人についての破産手続の開始）

第二百五十五条 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをする。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。（裁判所の選任する清算人の報酬）

第二百五十六条 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

3 第二百七十七条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第二百十三条规定において準用する第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第二百十三条第四項において準用する第八十一条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第二百十一条第四項において準用する第八十一条第一項の清算人

二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 第百十二条及び第一百六十六条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、第一百十二条中「総社員」とあるのは「総社員又は総評議員」と、第一百六十六条第一項中「第八十四条第二号」とあるのは「第一百十三条第四項において読み替えて準用する第八十四条第二号」とある。

5 清算人会は、その選定した代表清算人及び第三百四十四条第四項の規定により代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

6 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定した者を解職することができる。

7 第二百四十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。（清算人会の運営）

（清算法人についての破産手続の開始）

第二百五十五条 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたことは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをする。

2 清算人が、既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。（裁判所の選任する清算人の報酬）

第二百五十六条 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めなければならない。ただし、定款・定款の規定により社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることがある。

3 第二百十九条 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これららの者は、連帯債務者とする。（前項の損害の額において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（清算人等の連帯責任）

4 第二百十九条 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これららの者は、連帯債務者とする。（前項の損害の額において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5 清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

6 第二百十九条 清算人会設置法人に執行する清算人会の決議によって清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたものとして法務省令で定める体制の整備を証明したときは、この限りでない。

7 清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

8 第二百十三条规定において読み替えて準用する第八十一条の規定による社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることがある。

9 第七項各号に掲げる清算人は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款・定款の規定により社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることがある。

10 第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十四条」とあるのは「第二百十三条规定において読み替えて準用する第八十四条」と、「社員総会」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第八十四条第一項各号」とあるのは「第一百十三条第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項各号」と、「理事は」とあるのは「清算人は」と、「理事会は」とあるのは「清算人会に」と読み替えるものとす。

（清算法人についての破産手続の開始）

第二百五十五条 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたことは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをする。

2 清算人が、既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。（裁判所の選任する清算人の報酬）

第二百五十六条 裁判所は、第二百九条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めなければならない。ただし、定款・定款の規定により社員総会又は評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることがある。

3 第二百十九条 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

4 第二百四十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

5 第二百四十四条第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定する場合には、同項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項及び次条第二項において「招集権者」とい

二 清算一般財團法人 定時評議員会の日の一週間前の日（第一百九十四条第一項の場合については、同項の提案があつた日）

2 社員、評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもつて作成され、るときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（貸借対照表等の提出等）

第二百三十条 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時社員総会又は定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

一 監事設置清算法人（清算人会設置法人を除く）。第二百一十八条第一項の監査を受けた

二 清算人会設置法人 第二百一十八条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三 前二号に掲げるもの以外の清算法人 第二百一十七条第一項の貸借対照表及び事務報告

前項の規定により提出され、又は提供された清算人会設置法人の事務報告の内容を定時社員総会又は定時評議員会に報告しなければならない。

貸借対照表は、定時社員総会又は定時評議員会の承認を受けなければならない。

清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された清算人会設置法人の事務報告の内容を定時社員総会又は定時評議員会に報告しなければならない。

（貸借対照表等の提出命令）

第二百三十二条 第二章第四節第三款（第二百二十九条及び第二百三十条を除き、第二百九十九条においては、適用しない）

三条第四項、第二百一十八条第三項、第二百二十九条及び第二百三十条の規定は、清算法人についても、同様とする。

（適用除外）

第二百三十二条 第二章第四節第三款（第二百二十九条及び第二百三十条を除き、第二百九十九条においては、適用しない）

第四節 債務の弁済等

（債権者に対する公告等）

第二百三十三条 清算法人は、第二百六条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申し出をしないときは清算から除外されれる旨を付記しなければならない。（債務の弁済の制限）

第二百三十四条 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかるとおり清算から除外された債権者は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によつて定めるところに従う。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第二百三十五条 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができ。この場合においては、これらの債権を評価させため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

（基金の返還の制限）

第二百三十六条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の清算一般社団法人の債務の弁済がされた後でなければすることができない。

（債務の弁済前における残余財産の引渡しの制限）

2 前項の規定により選任された者は、清算法人の主要な事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

第五章 合併

第一节 通則

（合併契約の締結）

第二百四十二条 一般社団法人又は一般財團法人は、他の一般社団法人又は一般財團法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財團法人は、それぞれ当該各号に定める合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。

第六節 残余財産の帰属

（清算事務の終了等）

第二百三十九条 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によつて定めるところに従う。この場合においても、裁判所の許可を得前項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

第七节 吸收合併

（合併の制限）

第二百四十三条 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財團法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財團法人は、それぞれ当該各号に定める合併をする法人が一般社団法人のみである場合、一般社団法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

2 前項各号に掲げる場合において、合併をする一般社団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財團法人は、それぞれ当該各号に定める合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

（清算事務の終了等）

第二百四十一条 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、清算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、清算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。清算人は、清算報告（前項の規定の適用がある場合においては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

3 清算人は、清算報告（前項の規定の適用がある場合においては、同項の承認を受けたもの）を社員総会又は評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

（帳簿資料の保存）

第二百四十二条 清算人（清算人会設置法人については、第二百二十条第七項各号に掲げる清算人）は、清算法人の主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」といふ）を保存しなければならない。

（清算人代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。）

第二百四十五条 吸收合併存続法人は、効力発生日に、吸收合併消滅法人の権利義務を承継する。

（吸収合併の効力の発生等）

第二百四十六条 吸收合併後存続する一般社団法人又は一般財團法人（以下「吸收合併存続法人」という）及び吸收合併をする場合には、吸收合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 吸收合併後存続する一般社団法人又は一般財團法人（以下「吸收合併存続法人」といふ）及び吸收合併により消滅する一般社団法人又は一般財團法人（以下「吸收合併消滅法人」といふ）の名称及び住所

2 吸收合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

（吸収合併の効力の発生等）

第二百四十五条 吸收合併存続法人は、効力発生日に、吸收合併消滅法人の権利義務を承継する。

（清算人代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。）

2 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、第二百四十八条若しくは二百五十二条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款 吸収合併消滅法人の手続
 (吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百四十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
 一 一般社団法人である吸収合併消滅法人については、次条の評議員会の日の二週間前の日(第五十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)
 二 一般財団法人である吸収合併消滅法人については、次条の評議員会の日の二週間前の日(第五十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)

3 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

4 第二百四十八条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

5 第二百四十九条の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

第二百四十七条 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

(吸収合併契約の承認)

4 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 第一項の書面の閲覧の請求

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

第二百四十九条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更する)の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

によって、吸収合併契約の承認を受けなければならぬ。

(債権者の異議)

第二百四十八条 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

3 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十一条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過するまでの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併存続法人の名称及び住所

3 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類(第二百二十三条第二項(第六百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類をいう。以下同じ。)に関する事項として法務省令で定めるもの

4 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者が弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいふ。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ことができない。

3 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十五条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

3 第二百四十八条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

4 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

5 第二百四十九条の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日(変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十七条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ことができない。

3 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十五条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

3 第二百四十八条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

4 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

5 第二百四十九条の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

第二百五十二条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更する)の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

(吸収合併契約の承認)

4 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならぬ。

(債権者の異議)

第二百四十八条 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併存続法人について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ことができない。

3 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十五条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

3 第二百四十八条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

4 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

5 第二百四十九条の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

第二百五十二条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更する)の前日までに、社員総会又は評議員会の決議

(吸収合併契約の承認)

4 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 第一項の書面の閲覧の請求

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者について適用しない。

める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 吸收合存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸收合存続法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合存続法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

4 第一項の書面の閲覧の請求

5 第二項の書面の閲覧の請求

6 第三項の書面の閲覧の請求

7 第四項の書面の閲覧の請求

8 第五項の書面の閲覧の請求

9 第六項の書面の閲覧の請求

10 第七項の書面の閲覧の請求

11 第八項の書面の閲覧の請求

12 第九項の書面の閲覧の請求

13 第十項の書面の閲覧の請求

14 第十一項の書面の閲覧の請求

15 第十二項の書面の閲覧の請求

16 第十三項の書面の閲覧の請求

17 第十四項の書面の閲覧の請求

18 第十五項の書面の閲覧の請求

19 第十六項の書面の閲覧の請求

20 第十七項の書面の閲覧の請求

21 第十八項の書面の閲覧の請求

22 第十九項の書面の閲覧の請求

23 第二十項の書面の閲覧の請求

24 第二十一項の書面の閲覧の請求

25 第二十二項の書面の閲覧の請求

(新設合併契約の効力の発生)	
第一二百五十五条 新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。	2 新設合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。
第一二百五十六条 新設合併設立法人の成立の契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	3 新設合併設立法人は、その成立の日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
第一二百五十七条 新設合併設立法人の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。	4 新設合併設立法人は、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
第一二百五十八条 新設合併消滅法人の債権者は、新設合併設立法人に対し、新設合併について異議を述べることができる。	5 新設合併設立法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併設立法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)	
第一二百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。	2 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇〇条 新設合併設立法人の手続	3 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇一条 (設立の特則)	4 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇二条 (解散命令)	5 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。

(新設合併設立法人の権利義務)	
第一二〇三条 第一百五十三条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十号まで並びに第六条、第四款及び第五款を除く)の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立に適用しない。	2 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇四条 第一百五十四条、第一百五十六条、第一百五十九条、第一百六十三条を除く)の規定は、一般財團法人である新設合併設立法人の設立に適用しない。	3 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、一般財團法人である新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇五条 新設合併設立法人が会計監査人設置一般社団法人又は会計監査人設置一般財團法人であるときは、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称	4 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇六条 新設合併設立法人が監事設置一般社団法人であるときは、設立時監事の氏名	5 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。
第一二〇七条 新設合併設立法人が一般財團法人であるときは、設立時評議員及び設立時監事の氏名	6 第三百五十九条 第二章第一節(第十一条(第一項第四号を除く)、第十二条、第十四条、第十一条、第十五条及び第五款を除く)の規定は、新設合併設立法人の設立に適用しない。

る行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。社員、評議員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は一般社団法人等の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 一般社団法人等は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならない。

4 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第七十五条第五項及び第七項並びに第七十六条から第八十条までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

（一般社団法人等の財産に関する保全処分）

第二百六十二条 裁判所は、前条第一項の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでに、一般社団法人等の財産に関し、管理人による管理を命ずる处分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理制度令において、管理人を選任しなければならない。

3 裁判所は、法務大臣若しくは社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。

4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、一般社団法人等が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6 判所は、第二項の管理人に対し、一般社団法人等の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管り人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「一般社団法人又は一般財團法人」と読み替えるものとする。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第二百六十三条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第二百六十一条第一項の

申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第二節 訴訟

第一款 一般社団法人等の組織に関する訴え

（一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え）

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

3 一般社団法人等の設立の成立の日から二年以内に、一般社団法人等の吸收合併の効力が生じた日から六箇月以内に、一般社団法人等の新設合併の効力が生じた日から二年以内に、

二 一般社団法人等の吸收合併の効力が生じた日から六箇月以内に、一般社団法人等の新設合併の効力が生じた日から六箇月以内に、

三 一般社団法人等の新設合併の効力が生じた日から二年以内に、

二 一般社団法人等の新設合併の効力が生じた日から六箇月以内に、

三 一般社団法人等の新設合併の効力が生じた日から六箇月以内に、

一 前項第一号に掲げる行為の設立する一般社団法人等の社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）

二 前項第二号に掲げる行為が当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする一般社団法人等の社員等であった者又は吸収合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかった債権者

三 前項第三号に掲げる行為が当該行為の効力が生じた日において新設合併をする一般社団法人等の社員等、破産管財人若しくは新設合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併存続法人の社員等、破産管財人若しくは新設合併存続法人の社員等、

二 一般財團法人等の設立者がその債権者を害することを知つて、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもつて一般社団法人等の解散を請求することができる。

三 一般財團法人等の設立者がその債権者を害することを知つて、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもつて一般社団法人等の解散を請求することができる。

二 一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危うくするとき。

（社員総会等の決議の取消しの訴え）

第二百六十六条 次に掲げる場合には、社員等は、社員総会等の決議の日から三箇月以内に、

訴えをもつて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより社員等（第七十五条第一項（第七百七十七条及び第二百十一条）において準用する場合を含む。）又は第百七十五条第一項の規定により理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

一 社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公平なとき。

二 社員総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによつて、著しく不当な決議がされたとき。

四 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であるとの確認の訴え 当該一般社団法人等の設立の取扱いの訴え

五 社員総会等の決議の取消しの訴え 当該一般社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であるとの確認の訴え 当該一般社団法人等の設立の取扱いの訴え

六 第二百六十七条第一号の規定による一般社団法人等の設立の取消しの訴え 当該一般社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（一般社団法人等の設立の取消しの訴え）

第二百六十七条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、一般社団法人等の成立の日から二年以内に、訴えをもつて一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる。

二 前項の訴えの提起があつた場合において、社員総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（一般社団法人等の設立の取消しの訴え）

第二百六十八条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員又は評議員は、訴えをもつて一般社団法人等の解散を請求することができる。

二 一般社団法人等が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該一般社団法人等に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 一般社団法人等の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該一般社団法人等の存立を危

（弁論等の必要的併合）

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」に係る二以上の訴え）

訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二百七十三条 一般社団法人等の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(無効又は取消しの判断の効力)

第二百七十四条 一般社団法人等の組織に関する訴え(第二百六十九条第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる訴えに限る。)に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為(当該行為によつて一般社団法人等が設立された場合にあっては、当該設立を含む。)は、将来に向かつてその効力を失う。

(合併の無効判決の効力)

第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした一般社団法人等は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が負担した債務について、連帶して弁済する責任を負う。

一 一般社団法人等の吸收合併 法人

二 一般社団法人等の新設合併 法人

三 前項に規定する場合には、同項各号に定める一般社団法人等が取得した財産は、当該行為をした一般社団法人等の共有に属する。

4 前二項に規定する場合には、各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各一般社団法人等の協議によつて定める。

4 各一般社団法人等の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(設立の無効又は取消しの判断の効力)

第二百七十六条 一般社団法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によつて、当該一般社団法人を継続す

ることができる。この場合においては、当該原団がある社員は、退社したものとみなす。因

判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

2 前項前段の規定は、一般財團法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「社員」とあるのは、「設立者」と読み替えるものとする。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十七条 一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帶して損害を賠償する責任を負う。

第二款 一般社団法人における責任追及

(責任追及の訴え)

第二百七十八条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等(第一百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。)又は清算人の責任を追及する訴え(以下この款において「責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができ

る。

3 一般社団法人は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は同項の設立時社員、設立時理事、役員等若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により一般社団法人に回復するこ

とができるない損害が生ずるおそれがある場合に

は、第一項の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。

5 第二項又は前項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

6 社員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

7 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、同項中「社員」とあるのは、「設立者」と読み替えるものとする。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十九条 責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(訴訟参加)

第二百八十一条 社員又は一般社団法人は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 監事設置一般社団法人が、理事及び清算人並びにこれら者であつた者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならない。

3 社員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、一般社団法人に対し、訴訟告知をしなければならない。

4 一般社団法人は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を社員に通知しなければならない。

(費用等の請求)

第二百八十二条 責任追及の訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及の訴えを提起した社員が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該社員は、当該一般社団法人に対し、これにより当該責任追及の訴えを提起したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

3 前二項の規定は、第二百八十一条第一項の規定により同項の訴訟に参加した社員について準用する。

(再審の訴え)

第二百八十三条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもつて判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。

2 前項の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

(第三款 一般社団法人等の役員等の解任の訴え)

(一般社団法人等の役員等の解任の訴え)

第二百八十四条 理事、監事又は評議員(以下の款において「役員等」という。)の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事實があつたにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評

議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3 一般社団法人が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で社員が和解をすることを承認したものとみなす。

4 第二十五条、第二百二十二条(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)及び第二百四十九条第五項(同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。)の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該役員等の解任を請求することができる。

一 総社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）の議決権の十分の一（これを行ふ割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員（当該請求に係る理事又は監事である社員を除く。）

二 評議員（被告）

前条の訴え（次条及び第三百十（訴えの管轄）

五条第一項第一号ニにおいて「一般社団法人等の役員等の解任の役員等の解任の訴え」という。）については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

第三節 非訟

第一款 総則

（非訟事件の管轄）

第二百八十六条 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第二百八十七条

この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第二百八十八条

この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第二百八十九条 裁判所は、この法律の規定によることのできる裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める

者の陳述を聽かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録に

ついての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等

二 第七十五条第二項（第七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第七十九条において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第

二百十条第四項において準用する第七十五条第二項若しくは第七十九条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第二百六十二条第二項の管理人の報酬の額の決定 当該一般社

団法人等の報酬を受ける者が監事を置く一般社団法人等を代表する者である場合において、他に当該一般社団法人等を代表する者が存しないときは、監事）及び報酬を受ける者

三 第三百三十七条第七項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 清算人の解任についての裁判 当該清算人

五 第二百六十二条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五条第四項の申立てについての同項に規定する行為をした一般社団法

裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（非訟事件手続法の規定による除外）

三 第二百六十二条第六項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 この法律の規定による許可の申立てを認容付する者

五 第二百六十二条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五条第四項の申立てについての同項に規定する行為をした一般社団法

裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（理由の付記）

二 第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならぬ。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

二 第二百九一条 次の各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 第二百六十二条第一項の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立て人

（陳述の聴取）

二 第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（原裁判の執行停止）

二 第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号

から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

（不服申立ての制限）

第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

一 第二百八十九条第二号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行ふべき者、清算人、代表清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行ふべき者、検査役、第二百三十五条第一項の鑑定人又は第二百四十二条第二項の帳簿の保存をする者の選任又は選定の裁判を行なうべき者、資料の保存をする者の選任又は選定の裁判を行なうべき者、資料の贈与又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

二 第二百六十二条第二項の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第二百六十二条第六項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 この法律の規定による許可の申立てを認容付する者

五 第二百六十二条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五条第四項の申立てについての同項に規定する行為をした一般社団法

裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（非訟事件手続法の規定による除外）

三 第二百六十二条第六項の規定による裁判 当該一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）及び現物拠出財産を給付する者

四 この法律の規定による許可の申立てを認容付する者

五 第二百六十二条第一項の規定による裁判 当該一般社団法人等

六 第二百七十五条第四項の申立てについての同項に規定する行為をした一般社団法

裁判 同項に規定する行為をした一般社団法人等

（理由の付記）

二 第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならぬ。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 前条第二号に掲げる裁判

二 第二百九十三条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

二 第二百九一条 次の各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 第二百六十二条第一項の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第二百八十九条各号に掲げる裁判 申立て人

（陳述の聴取）

二 第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十九条第二号

から第四号までに掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手続に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手続に要する裁判費用は、一般社団法人等の負担とする。

第二百九十八条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二百六十二条第六項の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

第二百九十九条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の閲覧を請求することができる。

第二百九十九条第一項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第二項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第三項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第四項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第五項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第六項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第七項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第八項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第九項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十一項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十二項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十三項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十四項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十五項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十六項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十七項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十八項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第十九項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第二十項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第二十一項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二百九十九条第二十二項の規定は、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

第二項若しくは第三項の規定により一般社団法人等が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第三百九条 第百五十条、第二百四条又は第二百七十六条の規定により一般社団法人等が継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(清算人等の登記)

第三百十条 第二百九条第一項第一号に掲げる者が清算人となつたときは、解散の日から二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名
- 二 代表清算人の氏名及び住所
- 三 清算法人が清算人会を置くときは、その旨
- 四 清算一般財團法人が監事を置くときは、その旨

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第三百三条の規定は前二項の規定による登記について、第三百五条の規定は清算人又は代表清算人について、それぞれ準用する。

(清算結了の登記)

第三百十一条 清算が結了したときは、清算法人は、第二百四十九条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結果の登記をしなければならない。

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

第四款 登記の嘱託

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

イ 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴え

ロ 社員総会等の決議した事項についての登記があつた場合における次に掲げる訴え

(1) 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反

が確定したとき。

イ 一般社団法人等の設立の無効又は取消しの訴え

ロ 社員総会等の決議した事項についての登記があつた場合における次に掲げる訴え

(1) 社員総会等の決議が存在しないこと又は社員総会等の決議の内容が法令に違反

することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2) 社員総会等の決議の取消しの訴え

一般社団法人等の解散の訴え

一般社団法人等の役員等の解任の訴え

一般社団法人等の登記の訴え

五 設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面

六 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 設立時会計監査人の選任に関する書面

ロ 就任を承諾したことの証する書面

ハ 設立時会計監査人が法人であるときは、次に掲げる書面

イ 設立時会計監査人の選任に関する書面

第三百二十二条 第七十五条第四項(第百七十七条)において準用する場合を含む。)の時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請

- 二 第百九十九条において準用する第二百一十八条第一項の規定による公告 同項の定期評議員会の終結の日後五年を経過する日
- 三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
- 四 第二百四十九条第二項の規定による公告 同項の変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）
- （電子公告の中止及び電子公告調査機関に関する会社法の規定の準用）
- 第三百三十三条** 一般社団法人等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合には、会社法第九百四十四条第三項、第九百四十五条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、これらの」とあるのは、「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十二条の規定にかかるわらず、同条」と、同法第九百四十四条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項）とあるのは、「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律又は他の法律の規定による公告（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律）」と、同法第一項（同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。）
- 第七章 罰則**
- （理事等の特別責任罪）
- 第三百三十四条** 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 設立時社員
- 二 設立者
- 三 設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同條において同じ。）
- 四 理事、監事又は評議員

- 五 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事又は評議員の職務を代行する者
- 六 第七十五条第二項（第七百七十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項（第七百九十七条において準用する場合を含む。）又は第七百七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事又は評議員の職務を行うべき者
- 七 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人
- 八 檢査役
- 2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。
- 一 清算人
- 二 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。
- 三 第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百四十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行ったときも、前項と同様とする。
- 一 第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者
- 二 会計監査人又は第七十五条第四項（第七百七十七条において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行ったときも、前項と同様とする。
- 三 第二百十条第四項において準用する第七十五条第二項又は第二百四十四条第七項において準用する第七十九条第二項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行ったときも、前項と同様とする。
- 2 前二項の罪の未遂は、罰する。
- （法人財産の処分に関する罪）
- 第三百三十五条** 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合には、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処する。
- 一 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。
- 二 一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。
- （虚偽文書行使等の罪）
- 第三百三十六条** 次に掲げる者が、基金を引き受けた者の募集をするに当たり、一般社団法人の事業その他他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、三年以下の拘禁刑若しくは

- は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第三百三十四条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる者
- 二 基金を引き受けた者の募集の委託を受けた者
- （理事等の贈収賄罪）
- 第三百三十七条** 次に掲げる者が、その職務を行つし、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。
- 一 第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者
- 二 法人財産の処分に関する罪
- （法人における罰則の適用）
- 第三百三十八条** 第三百三十四条、第三百三十五条及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。
- 2 前条第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。（国外犯）
- 3 第三百三十七条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第三百三十四条第三項の規定は、その行為をした理由その他の業務を執行する者に対するそれぞれ適用する。
- （虚偽記載等の罪）
- 第三百四十条** 第三百三十三条において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。
- （兩罰規定）
- 第三百四十二条** 法人の代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

- 人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。
- 第三百四十二条** 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行つべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を行つべき者、第三百三十七条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行つべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行つべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行つべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
- 一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 この法律の規定による公告若しくは通知を怠つたとき。
- 三 この法律の規定による開示をすることを怠つたとき。
- 四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの（以下「書類の謄本」といふ）を交付し、又は不正の公告若しくは通知を怠つたとき。
- 五 官庁又は社員総会若しくは評議員会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。
- 六 この法律の規定による調査を妨げたとき。
- 七 定款、社員名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、会計事務報告、第一百二十三条第二項（第七百九十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十七条第一項の附屬明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十六条第一項若しくは第二百六十条第二項の書面若しくは電磁的

を加える部分を除く。)、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三十二条」を「第三十二条から第三百三十七条まで並びに第三十九条」に改め、第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「を削る部分に限る。」、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和二年五月二九日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

（罰則に関する経過措置）

第一百四十四条 この附則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 （施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（該各号に定める日から施行する。）

一 第三百八十九条の規定（公布の日から施行する。）

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定（民法第八十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条规定）公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日